東海市子どものいじめ防止基本方針

平成２８年３月

（最終改定　令和６年１２月）

東海市

東海市子どものいじめ防止基本方針（目次）

Ⅰ　総　論

１　基本方針策定の意義 …… 1

２　いじめの定義と理解 …… 1

(1)　いじめの定義 …… 1

(2)　いじめの理解 …… 2

Ⅱ　いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方等

１　基本的な考え方 …… 3

(1)　いじめの防止 …… 3

(2)　早期発見 …… 3

(3)　適切な対処 …… 4

２　関係者の責務 …… 4

(1)　市及び教育委員会の役割 …… 4

(2)　学校及び学校の教職員の役割 …… 5

(3)　保護者の役割 …… 5

(4)　地域住民の役割 …… 6

Ⅲ　市及び教育委員会における取り組み

１　いじめの防止等のための組織 …… 6

(1)　東海市子どものいじめ問題対策連絡協議会 …… 6

(2)　東海市子どものいじめ防止等対策委員会 …… 7

(3)　東海市子どものいじめ問題再調査委員会 …… 7

２　いじめの防止等のための取り組み（基本的施策） …… 7

(1)　教職員の資質能力向上 …… 7

(2)　調査研究の推進等 …… 7

(3)　広報・啓発活動 …… 8

(4)　子どもの成長を支援する取り組み …… 8

(5)　地域における子どもの居場所づくり …… 8

(6)　その他の取り組み …… 8

Ⅳ　学校における取り組み
１　学校子どものいじめ防止基本方針の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
２　学校いじめ対策組織の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
３　学校におけるいじめの防止等に関する取り組み　・・・・・・・・・・・・・・　9

Ⅴ　重大事態への対処
１　重大事態の定義　・・　9
２　重大事態への対処　・・・　9
⑴　市、教育委員会及び学校の対応並びに調査を踏まえた措置　・・　9
⑵　市長による再調査及び再調査を踏まえた措置　・・・・・・・・・・・・・・　10

Ⅵ　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
１　いじめの防止等のための対策の検証及び見直し　・・・・・・・・・・・・・・　11
⑴　実施状況の報告　・・　11
⑵　基本方針の見直し　・・・　11

Ⅶ　参考資料
１　いじめ防止対策推進法　・・　12
２　東海市子どものいじめ防止条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
３　一般的な重大事態調査の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより抜粋）

Ⅰ　総　論

１　基本方針策定の意義

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為です。

「いじめは、いかなる理由があろうとも、許されない行為である」ことは、誰もが理解している事実ですが、未だにいじめを背景として児童生徒の生命や心身を脅かす重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

平成２５年に施行された「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」では、いじめの問題に対し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うことなどが示されています。また、平成２９年に策定、令和６年に改定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）」では、事実関係を明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることが示されています。

こうしたなか、本市でも、些細なことからいじめへ発展した事例があり、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であり、どんな小さないじめも見逃さない」という共通認識に立ち、迅速かつ適切に対応できる体制づくりなどに取り組んでいるところですが、未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる「いじめのない地域社会の実現」に向けて、いじめの防止等のための対策に関する基本理念等を定めた「東海市子どものいじめ防止条例（以下「条例」という。）」に基づき、本市のいじめの防止等のための対策を明確にし、総合的かつ効果的に一層推進するため、東海市子どものいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものです。

２　いじめの定義と理解

⑴　いじめの定義

基本方針では、法及び条例にあるとおり、「いじめ」とは、子ども（※１）に対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係（※２）にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響（※３）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものとします。

個々の行為がいじめに当たるかどうかという判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには様々な様態があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

※1「子ども」

学校教育法第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童又は生徒をいう。ただし、重大事態への対処など、市が設置する学校に在籍する児童生徒に講ずる措置等に関することは「児童生徒」という。

※2「一定の人的関係」

同じ学校・学級や部活動など、何らかの人的関係を指す。

※3「心理的又は物理的な影響」

〇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

〇仲間外れ、集団から無視をされる。

〇軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

〇金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、隠されたりする。

〇嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。

〇インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　　等

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険が生じ得ます。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性）、「観衆」として、はやし立てたり、面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存

在にも注意を払い、集団的にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。さらに、社会に存在する人権問題と共通点が多い、いじめの構造について、子どもたち自身が不合理性等を学び、理解していくことも必要です。

Ⅱ　いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方等

１　基本的な考え方

国及び県の基本方針等との整合性を図りつつ、条例に定める「いじめの防止等のための対策」として、「いじめをしない、させない、見逃さない」という共通認識のもと、**いじめの防止**及び**早期発見**に取り組むとともに、発見後の迅速かつ**適切な対処**に取り組みます。

⑴　いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象とした「いじめの防止」の観点が重要であり、すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生み出さない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要です。

〇学校活動全体を通じた豊かな心の育成

〇児童生徒の主体的な活動の推進

〇人材確保・資質向上

⑵　早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所、遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から積極的に関わりを持つなど、積極的にいじめを認知することが必要です。

また、いじめに悩む子どもや保護者が安心して相談できる体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

〇相談体制の充実

○地域や家庭との連携推進

⑶ 適切な対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、児童生徒の安全を確保し、事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、市、教育委員会その他の関係者との連携が必要です。

このため、学校の教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておくことが必要です。また、学校における組織的な対応を可能とする体制整備が必要です。

○問題解決体制・支援

○インターネットを通じて行われるいじめへの対応

２　関係者の責務

法及び条例で定められた関係者の責務を果たすにあたっての方向性としての役割について以下のとおり整理します。しかしながら、いじめ問題への対応は子どもにとって必要なことを関係者が連携して取り組むものであり、これらに限定せず状況に応じ基本理念に沿って適宜必要な役割を果たしていくことが求められます。

⑴ 市及び教育委員会の役割

ア　全体調整【市・教育委員会】

市全体のいじめの防止等のための対策が適切に機能するように、市全体に関わる事項を定めるとともに、関係者の調整を図り全体として最適な対策が行われるようにします。

イ　相談窓口の設置【市・教育委員会】

いじめに関係している人々が、安心して相談ができ必要な助言が受けられる体制を設けます。

ウ　人材育成【市・教育委員会】

いじめ対応に有用な情報を収集し、関係者で情報共有を行うとともに、研修等を通して必要な人材育成を行います。

エ　専門的な知見を活かした迅速かつ適切な対応【市・教育委員会】

いじめの問題解決に必要な専門知識を有する者との協力関係を結び、いじめの問題に迅速かつ適切に対応できる体制を設けます。

オ　学校への支援【教育委員会】

学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから子どもを守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援するため、指導・助言等を行います。

⑵　学校及び学校の教職員の役割

ア　基本的な体制づくり

学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むこと、子どもの人間関係形成力やコミュニケーション力の向上に努めることを重視し、各校の子どものいじめ防止基本方針を定め実行します。

イ　子どもへの適切な対応

日常の中での子どもの変化に気づくことが、いじめの防止、早期発見には重要であり、そのために個々の教員への研修や一部の教員で問題を抱え込むことがなく学校がチームとして機能する仕組みづくりを行います。

ウ　いじめへの迅速かつ適切な対応

学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、対象となった子どもの安心・安全の確保を最重要点に置き、迅速かつ組織的に対応し、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を積極的に行い適切に対応します。

⑶　保護者の役割

ア　基本的な役割

保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心、規範意識の醸成等に努めます。また、子どもがいじめを受けた場合は、子どもをいじめから守るための適切な措置を、市、教育委員会、学校その他の関係者と連携して行います。

イ　いじめに対する理解と協力

子どもに最も身近なのは保護者であり、保護者が子どもの変化に気づくことがいじめを重大事態に発展することを防止するために極めて重要です。

しかしながら、重大事態発生の事例を見ると、保護者に対して子どもがいじめを受けていることを明らかにしない場合もあることから、情報収集や学習の機会を通していじめに関する知識と理解を深めるとともに、市、教育委員会、学校その他の関係者と協力して対処していくことが重要です。その意味からも日常的にいじめを当事者の問題だけに限定せず、社会全体の問題として捉え、市、教育委員会及び学校が行う防止等の措置に協力をしていくことも重要です。

⑷ 地域住民の役割

ア　いじめを防止するための環境づくり

地域において、子どもに対する見守り、声かけを行うほか、いじめを受けた子どもを発見し、又はいじめを受けている疑いがあると認めるときは、速やかに市、教育委員会又は学校のいずれかに情報提供や通報を行うなど、地域全体で子どもの成長を支え、いじめを防止するための環境づくりへの協力が必要です。

イ　子どもの社会での居場所づくりへの協力

子どもにとって、学校、家庭以外の場所で自己肯定感をもてる、自分の価値を確認できる適切な場所があることは、子どもの成長及びいじめ問題への対応において重要です。そのために、関係者と協力しながら新たな居場所となる機会を設けるなど、既存の居場所となる取り組みへの支援や協力が求められます。

ウ　子どもやいじめに対する理解の促進

地域で子どもに対する見守り、声かけや子どものいじめに関する情報提供等に当たっては、子どもやいじめに対する適切な認識をもっていることで、より効果的な取り組みが可能になります。このため、情報収集や学習の機会を通して子どもやいじめに関する理解を深めることが求められます。

Ⅲ　市及び教育委員会における取り組み

１　いじめの防止等のための組織

⑴　東海市子どものいじめ問題対策連絡協議会【市】

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、人権擁護委員、民生委員・児童委員連絡協議会、小中学校ＰＴＡ連絡協議会、町内会長連絡協議会、地方法務局、児童相談所、警察署、校長会の代表者等で構成する「東海市子どものいじめ問題対策連絡協議会を設置します。

子どものいじめ問題対策連絡協議会では、以下に掲げる協議を行います。

・いじめの防止等に係る関係者の相互の連絡調整

・いじめの防止等に向けた取り組み状況に関する情報共有

・その他いじめの防止等に関する施策に関すること

⑵　東海市子どものいじめ防止等対策委員会【教育委員会】

教育委員会は、学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため、医師、大学教授、ひきこもり支援センター担当職員、人権擁護委員、主任児童委員、児童相談所、スクールカウンセラー、校長会代表及び教員代表で構成する「東海市子どものいじめ防止等対策委員会」を附属機関として設置します。

子どものいじめ防止等対策委員会では、以下に掲げる協議等を行います。

・いじめの実態把握とその分析

・いじめに対する指導体制の整備と指導者の養成

・いじめの発生防止のための学校環境の見直し

・家庭及び地域社会との連携の強化活動

また、子どものいじめ防止等対策委員会は、重大事態が発生した場合に、必要に応じて専門知識を有する者を加え、事実関係を明確にするための調査を行います。

⑶　東海市子どものいじめ問題再調査委員会【市】

市長は、重大事態が発生した際に、当該重大事態への対処や、同種の事態の発生を防止するために必要がある場合には、附属機関として、学識経験を有する者その他いじめの防止等に係る専門的な知識を有する者で構成する「東海市子どものいじめ問題再調査委員会」を設置し、学校又は教育委員会が行った調査結果について調査します。

２　いじめの防止等のための取り組み（基本的施策）

⑴　教職員の資質能力向上

いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

⑵　調査研究の推進等

いじめの防止等のための対策に係る事例等を集積し、「子どものいじめ防止等対策委員会」でいじめの実態を分析するなど、調査・研究を推進します。

また、その結果を学校現場にフィードバックすることで、各学校での取り組みを

支援します。

⑶　広報・啓発活動

「いじめは、絶対にゆるさない」という毅然とした態度で、いじめの防止、早期発見・早期解決に向けて、市民全体に様々な機会を通じて、広報・啓発活動を行います。

⑷　子どもの成長を支援する取り組み

ア　子どもがお互いに協力し価値観を共有するとともに、多様な人々と交流することでの他者の尊重といった子どもの成長を支援するため、交流・体験活動を推進します。

イ　細井平洲の教えである「先施の心」や学んだことを実施する「学思行」の考えを基盤に道徳教育を充実させ､子どもたちの心の土壌を耕す取り組みに努めます。

⑸　地域における子どもの居場所づくり

ア　子どもが学校・家庭以外の社会で活躍できる場を確保するため、スポーツ活動や文化活動における組織的な取り組みを推進します。

イ　地域の伝統文化の継承など、子どもが活躍できる場を確保している地域活動に対して協力や支援を行います。

⑹　その他の取り組み

ア　インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに子どもが巻き込まれることを未然に防ぐため、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実を図ります。

イ　専門機関等と連携し、有害情報等を検索・監視するための取り組みを強化します。

Ⅳ　学校における取り組み

１　学校子どものいじめ防止基本方針の策定

法、条例及びこの基本方針を参酌し、学校の実情に応じ「学校子どものいじめ防止基本方針」を定めることとします。

２　学校いじめ対策組織の設置

当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該複数の教職員、心理、福祉等に関する専門知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ対策組織」を設置します。

３　学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

市、教育委員会その他の関係者と平時から連携して、学校子どものいじめ防止基本方針に基づき、「いじめの防止」「早期発見」「適切な対処」の段階に応じた効果的な対策を講ずることとします。

Ⅴ　重大事態への対処

１　重大事態の定義

法第２８条は、いじめにより、児童生徒の生命、心身又はその財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、その判断基準を以下のように示していますが、児童生徒や保護者からの申立て等に基づき、適切かつ真摯に対処する必要があります。

⑴　児童生徒が自殺を企図した場合

⑵　身体に重大な傷害を負った場合

⑶　金品等に重大な被害を被った場合

⑷　精神性の疾患を発症した場合

⑸　年間３０日を目安とする連続した欠席がある場合

２　重大事態への対処

不幸にも重大事態が発生した場合、その対処には法律や国や県の基本方針、重大事態ガイドライン等に則した適切かつ迅速な調査により、事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止策を講ずるとともに、児童生徒及びその保護者に寄り添った誠実な対応が必要です。

⑴　市、教育委員会及び学校の対応並びに調査を踏まえた措置

ア　重大事態が生じた場合は、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告します。

イ　教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織等を決定します。

ウ－１　学校が主体として調査を行う場合、以下の調査組織で調査を行います。

㋐　校内に設置している学校いじめ対策組織を主体とし、必要に応じた専門家が参画した調査組織

㈠　全ての調査委員が第三者で構成された調査組織

ウ－２　教育委員会が調査を行う場合、以下の調査組織で調査を行います。

㈠　教育委員会の職員のほか、必要に応じた専門家が参画した調査組織

㈡　全ての調査委員が第三者で構成された調査組織

※ウ－１、ウ－２にある調査は、事実関係を可能な限り明らかにし、当該事案への対処や、再発防止策を講ずることを目的とする調査（事態の背景、学校・教職員の対応等）であって、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではありません。

ウ－３　調査主体は、調査に入る前に児童生徒及びその保護者に対し、重大事態調査に関する説明を実施します。

エ　調査終了後、調査主体は児童生徒及びその保護者に対し、調査結果を報告します。

オ　調査結果については、教育委員会から市長に報告します。

カ　調査の結果を踏まえ、教育委員会等は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。

⑵　市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

ア　市長は、学校や教育委員会が行った調査（法第２８条第１項）の結果について報告を受けた場合、次に掲げる状況により、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する「子どものいじめ問題再調査委員会（附属機関）」を設置し、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うこととします。（法第３０条第２項）

㈠　調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長が判断した場合

㈡　事前に当該調査に係る児童生徒及びその保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

㈢　調査組織の構成について、市長が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に当該調査に係る児童生徒及びその保護者に説明していないなどにより児童生徒及びその保護者が調査組織の構成に納得していない場合

イ　再調査終了後、市長は児童生徒及びその保護者に対し、調査結果を報告します。

ウ　再調査を行った場合、個人のプライバシーに配慮した上で、市長はその結果を議会に報告します。（法第３０条第３項）

エ　再調査の結果を踏まえ、市長等は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。

Ⅵ　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

１　いじめの防止等のための対策の検証及び見直し

⑴　実施状況の報告

この基本方針に基づく、いじめの防止等のための対策に関する取り組みの実施状況については、子どものいじめ防止等対策委員会で検証するなど、ＰＤＣＡサイクル※を活用した効果的な事業展開を確保することとします。

⑵　基本方針の見直し

この基本方針については、総合教育会議での協議などを踏まえ、必要に応じて見直し等を行うこととします。

※ＰＤＣＡサイクル
事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、PLAN（計画）⇒DO（実行）⇒CHECK（評価）⇒ACT（見直し、検討）の４段階のサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善する取り組みのこと。

Ⅶ　参考資料

○いじめ防止対策推進法

（平成二十五年六月二十八日）

（法律第七十一号）

いじめ防止対策推進法をここに公布する。

いじめ防止対策推進法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　いじめ防止基本方針等（第十一条―第十四条）
第三章　基本的施策（第十五条―第二十一条）
第四章　いじめの防止等に関する措置（第二十二条―第二十七条）
第五章　重大事態への対処（第二十八条―第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条・第三十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で

あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（平二七法四六・一部改正）

（基本理念）

第三条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条　児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条　国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条　学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

４　第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（財政上の措置等）

第十条　国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章　いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）

第十一条　文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

２　いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）

第十二条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

３　前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章　基本的施策

（学校におけるいじめの防止）

第十五条　学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者で

あっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

２　国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

３　インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第六号に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（令三法二七・一部改正）

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条　国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条　国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章　いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

４　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

５　学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者と

の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条　学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条　校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条　市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条　地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章　重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の

防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条　国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（令元法一一・一部改正）

（公立の学校に係る対処）

第三十条　地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

４　第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

５　地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（平二六法七六・平二八法四七・一部改正）

第三十条の二　第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

（平二八法四七・追加）

（私立の学校に係る対処）

第三十一条　学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府

県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4　前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条　学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4　前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5　第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条

第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章　雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条　学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条　高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条　いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途とし

て、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

２　政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附　則　（平成二六年六月二〇日法律第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則　（平成二七年六月二四日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則　（平成二八年五月二〇日法律第四七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則　（令和元年五月二四日法律第一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附　則　（令和三年四月二八日法律第二七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和四年政令第二〇八号で令和四年一〇月一日から施行）

○東海市子どものいじめ防止条例

平成２８年３月３１日

条例第２９号

東海市子どものいじめ防止条例をここに公布する。

東海市子どものいじめ防止条例

（目的）

第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、並びに市、教育委員会、学校、保護者及び地域住民の責務を明らかにし、その他必要な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できるいじめのない地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　いじめ　子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）　子ども　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童又は生徒をいう。

（３）　学校　東海市立学校設置条例（昭和４４年東海市条例第５７号）第２条に規定する学校をいう。

（４）　保護者　親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（５）　地域住民　市内に在住し、在勤し、及び在学する者、町内会、自治会その他の市内の団体並びに市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第３条　いじめの防止等のための対策は、いじめが子どもの成長に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、いじめが行われていることを知りながらこれを放置せず、及びいじめの解決に向けて主体的に行動することができるよう、いじめに関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第４条　子どもは、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第５条　市は、第３条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を実施する責務を有する。

（教育委員会の責務）

第６条　教育委員会は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を実施する責務を有する。

２　教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校の責務）

第７条　学校は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する子どもの保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務）

第８条　保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、その保護する子どもがいじめを行うことがないよう、当該子どもに対

し、規範意識及び豊かな情操を養うための指導等を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する子どもがいじめを受けたときは、適切に当該子どもをいじめから保護するものとする。

３　保護者は、市、教育委員会及び学校が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

（地域住民の責務）

第９条　地域住民は、基本理念にのっとり、市、教育委員会及び学校が実施するいじめの防止等のための対策に協力するとともに、地域全体で子どもの見守り等を行い、いじめを防止するための環境づくりに努めるものとする。

２　地域住民は、いじめを受けた子どもを発見したとき又は子どもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに市、教育委員会又は学校のいずれかに当該情報を提供するよう努めるものとする。

（子どものいじめ防止基本方針）

第１０条　市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第１２条に規定する基本的な方針（以下「子どものいじめ防止基本方針」という。）を定めなければならない。

２　子どものいじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

（２）　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

（３）　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

３　市は、子どものいじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

４　前項の規定は、子どものいじめ防止基本方針の変更について準用する。

（学校子どものいじめ防止基本方針）

第１１条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等のための対策を推進するため、法第１３条に規定する基本的な方針（以下「学校子どものいじめ防止基本方針」という。）を定めなければならない。

２　前条第２項から第４項までの規定は、学校子どものいじめ防止基本方針について準用する。この場合において、同条第３項中「市」とあるのは、「学校」と読み替えるものとする。

（東海市子どものいじめ問題対策連絡協議会）

第１２条　法第１４条第１項の規定に基づき、東海市子どものいじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

２　連絡協議会は、会長及び委員９人以内で組織する。

３　会長は、市長をもって充てる。

４　会長は、会務を総理する。

５　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

６　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　社会福祉関係団体を代表する者

（２）　教育関係団体を代表する者

（３）　町内会、自治会等を代表する者

（４）　地方法務局の職員

（５）　児童相談所の職員

（６）　警察署の警察官

（７）　教育長

（８）　学校長

７　委員の任期は、１年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　会長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

９　第２項から前項までに定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（東海市子どものいじめ防止等対策委員会）

第１３条　法第１４条第３項及び第２８条第１項の規定に基づき、教育委員会に東海市子どものいじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

２　対策委員会は、委員１１人以内で組織する。

３　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　社会福祉関係団体を代表する者

（３）　児童福祉関係団体を代表する者

（４）　児童相談所の職員

（５）　学校教育の関係者

（６）　学校の教員

４　委員の任期は、１年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　教育委員会は、法第２８条第１項の規定による調査に際し特に必要と認めるときは、対策委員会に、若干人の臨時委員を置くことができる。

６　臨時委員は、当該調査事案に係る調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

７　委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

８　第２項から前項までに定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（東海市子どものいじめ問題再調査委員会）

第１４条　法第３０条第２項の規定による調査を行うため、東海市子どものいじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

２　再調査委員会は、委員５人以内で組織する。

３　委員は、学識経験を有する者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

４　委員は、当該調査事案に係る調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

５　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

６　第２項から前項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

○一般的な重大事態調査の流れ

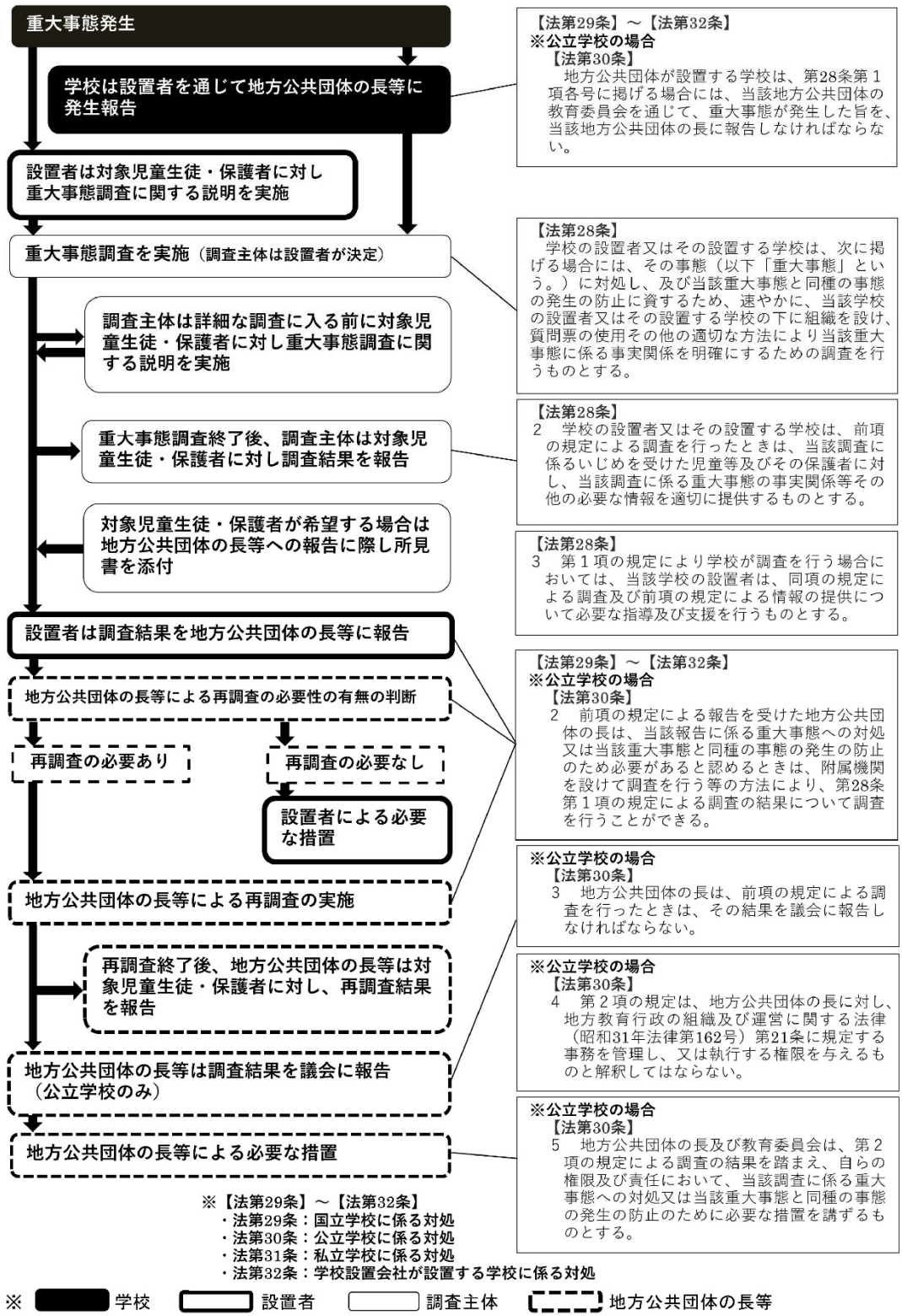

※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改定版）より抜粋

【本表における用語の読み替えについて】
設置者、学校の設置者・・・教育委員会　地方公共団体の長等・・・市長